

朝霞市個人情報保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示請求に対する措置としての通知における通知事項）

第4条 法第82条第2項の規定による通知については、開示請求に係る保有個人情報が開示情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を併せて通知するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第5条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「朝霞市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年朝霞市条例第 号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第8条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年朝霞市条例第 号）第8条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第10条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年朝霞市条例第 号）第10条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成8年朝霞市条例第13号）第1条に規定する朝霞市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第12条 市長は、規則の定めるところにより、毎年度、法及びこの条例に基づく市の機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（朝霞市個人情報保護条例の廃止）

第2条 朝霞市個人情報保護条例（平成16年朝霞市条例第21号）は、廃止する。

（朝霞市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の朝霞市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関の職員（以下「旧実施機関の職員」という。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第3項の規定による旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は職務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第11条第1項に規定する受託者の同項に規定する受託事務（以下「旧受託事務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前に旧受託事務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他に漏らし、又は旧受託事務以外の目的で持ち出し、若しくは使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第20条第1項から第4項まで、第32条第1項、第2項若しくは第3項の規定により準用する第20条第2項若しくは第3項若しくは第33条第1項若しくは第3項の規定により準用する第20条第2項若しくは第3項の規定による請求又は旧条例第40条の規定による申出がされた場合における自己情報（旧条例第4条に規定する自己情報をいう。）の開示、訂正及び利用中止（これらに係る旧条例第38条に規定する費用負担を含む。）並びに取扱いの是正については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機を用いて検索できるように体系的に旧個人情報を記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がなく、この条例の施行前

において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を電子計算機以外の手段を用いて検索できるように体系的に旧個人情報記録したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であって、旧公文書に記録されたものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 法人（国又は地方公共団体を除く。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関して、前3項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成8年朝霞市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 次に掲げる事務を行うため、市長の附属機関として、朝霞市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（1） 朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

第2条に次の2項を加える。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

第4条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

第5条から第9条までを次のように改める。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

5 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、第1項の規定により当該公文書又は保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第6条 審査会は、前条第3項の規定による資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、

第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
(前2条における用語の定義)

第7条 前2条における次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関(議会を除く。)をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第11条第3項に規定する公開決定等(次条において「公開決定等」という。)に係る公文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(次条において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)をいう。

(行政不服審査法の準用)

第8条 審査会の公開決定等及び開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前2条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同項において準用する同法第74条の規定については個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第77条及び第78条中交付の請求に係る部分を除く。)の定めるところによる。

(手続の併合又は分離)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の

1 条を加える。

(政治活動の制限)

第 1 1 条 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

本則に次の 1 条を加える。

(罰則)

第 1 4 条 第 1 0 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 この条例の施行前に旧条例第 4 3 条第 1 項の規定により朝霞市情報公開・個人情報保護審査会された諮問については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第 6 条 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 朝霞市情報公開条例（平成 1 3 年朝霞市条例第 2 5 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 3 0 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。）及び朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年朝霞市条例第 号）並びに番号法による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、市長の附属機関として、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

(1) 情報公開制度の運営に関する重要事項

(2) 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例第 1 1 条各号に掲げる場合であって個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項

(3) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関に建議することができる。

第6条中「関係実施機関」を「関係機関」に改める。

(朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例の施行前に旧条例の規定により意見を聴かれた事項又はこの条例の施行前に受けた市長の諮問のうち前条の規定による改正前の朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号に規定する事項についての審議及び答申（この条例の施行の際答申を終えていないものに限る。）については、前条の規定による改正後の朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号に該当するものに限り、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第8条 朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年朝霞市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た個人情報を他に漏らし、又は管理の業務以外に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行の際現に指定管理者若しくはその管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。